

第4回障がい者が暮らしやすい地域づくりの基本条例（仮称）策定検討委員会

1 日 時 平成29年4月11日（火）午後1時から3時まで

2 場 所 鳥取県立図書館2階大研修室

3 内容等

(1) 開会あいさつ

(2) 議事

- ・意見交換
- ・今後のスケジュール

(3) 閉会

「障がい者が暮らしやすい地域づくり基本条例(仮称)」策定検討委員会委員名簿

	所属・団体等	役職	氏名	ふりがな
1	日本障害フォーラム	幹事会議長	久松 三二	ひさまつ みつじ
2	国立大学法人鳥取大学	教授	小林 勝年	こばやし かつとし
3	一般社団法人鳥取県社会福祉士会	理事	津村 尚子	つむら なおこ
4	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会		大山 晴美	おおやま はるみ
5	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	理事	下田 悟	しもだ さとる
6	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会	事務局次長	戸羽 伸一	とば しんいち
7	一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会	理事	矢田 清美	やた きよみ
8	全国重症心身障害児者を守る会鳥取県支部	理事	青笹 史江	あおざき ふみえ
9	鳥取県精神障害者家族会	理事	山根 和江	やまね かずえ
10	特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会	理事長	乾 和子	いぬい かずこ
11	鳥取県腎友会		山口 真由美	やまぐち まゆみ
12	鳥取盲ろう者友の会	副会長	今本 由紀	いまもと ゆき
13	鳥取県高次脳機能障害者家族会	副会長	西垣 真由美	にしがき まゆみ
14	特定非営利活動法人鳥取県断酒会	理事	横田 稔	よこた みのる
15	特定非営利活動法人アプローズ	理事長	護田 裕子	もりた ゆうこ
16	鳥取市障がい福祉課	課長補佐	柘谷 承文	ますたに よしふみ
17	伯耆町教育委員会	教育長	後藤 弥	ごとう わたる
18	人工内耳友の会鳥取県支部	支部長	山根 和志	やまね かずし
19	鳥取県清音会	会長	深田 隆雄	ふかだ たかお
20	公募		小柴 千鶴	こしば ちづる

あいサポート条例（愛称）素案の概要

1 制定の目的

本県が取り組んできたあいサポート運動を更に発展させ、障がい者が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目的とします。

2 条例案の内容

【基本的な考え方】

「障がい者が暮らしやすい社会をつくるために、行政、事業者、県民が、それぞれお互いに協力して行うこととします。」

- ・県民の障がい者への理解を深める県民運動を推進します。
- ・障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。
- ・障がい者が障がいのない者と同様な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障します。
- ・災害が発生した場合において、障がい者が安全・安心に避難し、生活できるよう支援します。
- ・障害福祉サービスの充実、虐待防止の促進、医療・福祉等の連携、教育環境の整備、就労の促進、文化芸術・スポーツの推進に取り組みます。

【行政の役割】

- ・行政の作成する障がい者に関する計画に施策を定め、障がい者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

【事業者の役割】

- ・事業者は、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するようにします。

【県民の役割】

- ・県民は、障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力します。

【行政・事業者・県民がみんなで取り組む施策】

【あいサポート運動の推進】

- ・障がい者が困っているときにちょっとした手助けをするなどの「あいサポート運動」に県民全体で取り組みます。
- ・支援が必要との表示を身に付けている障がい者等に対し、求めがあった場合に手助けをします。

【障がいを理由とする差別の解消】

- ・障がいを理由とする差別の解消を推進するため、相談支援を行います。

【情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障】

- ・障がい者とのコミュニケーションでは、視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、言語・音声機能障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど、それぞれの特性に応じた方法でコミュニケーションを行い、障がい者が円滑に情報を取得することができるような方法で情報を発信します。

【災害時における障がい者の支援】

- ・平時から、災害発生時に障がい者に対する必要な対応ができるよう、地域における支え愛マップなどの仕組みづくりに取り組みます。
- ・災害が発生した場合に、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者などの障がい者に対し、障がいの特性に配慮した情報提供を行い、支援が必要な障がい者が安全・確実に避難できる仕組みをつくります。
- ・避難所では、障がいの特性に応じて、情報提供の徹底、生活上必要な配慮をします。また、避難所の円滑な利用のため施設・設備の充実を図ります。

【障がい者の自立及び社会参加の推進】

- ・障がい者福祉に関する制度の新設や拡充などサービスの充実を図ります。
- ・医療・歯科医療について配慮の必要な障がい者が安心して暮らせるよう、医療・福祉・保健・教育などの関係分野での連携を一層進めます。
- ・障がい者が、障がいの特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、点字図書などコミュニケーションを保障する支援をします。
- ・県民が年少期から障がいや障がい者について学ぶ機会をつくっていきます。
- ・障がい者の希望に合う就労ができるようにしていきます。また、障がい者が中心に働く事業所において、賃金等が高くなるようにしていきます。
- ・障がい者の芸術文化やスポーツを推進するため、その機会の確保や環境の整備などを行います。

第1回から第3回までの条例策定委員会での主な意見と対応状況

主な意見	事務局としての対応の方向性
○条例全般	
条例の名称も県民の方が分かりやすい名前がいいのでは。	条例の名称を具体的かつ分かりやすくする方向で調整中。
タイトルは、「障がい者も自分らしく暮らしやすい地域づくり基本条例」の方がいいのではないか。	
障がいのある方にもわかりやすい条例にしてみようか。	
○基本的な考え方	
権利擁護の考えに基づいて条例に盛り込む場合、差別解消法の観点をもとに盛り込むのか。	「障がいを理由とする差別の解消」として整理
耳が聞こえないことで情報がなかなか入りにくいという現状がある。情報バリアフリーについて条例に盛り込んでいただきたい。また、避難所等でしっかりと情報が得られるような整備をしてほしい。	「情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障」として整理 また、「災害時における障がい者の支援」として整理
情報コミュニケーションという面を進めてほしい。盲ろう者が安心して生活できる環境を。	
○行政の役割	
市町村の役割というのがあるが、小さい自治体では予算的な問題もあると思う。その辺を県がどのように盛り込んでいただけるのか。	今後、市町村と要調整
○事業者の役割	
○県民の役割	
○行政・事業者・県民がみんなで取り組む施策	
<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動の推進 ・障がいを理由とする差別の解消 ・情報アクセシビリティ及びコミュニケーションの保障 	
<p>①聴覚障がい者の情報獲得手段として、手話、筆談と記載されているが、手話言語条例も可決されている中で、「手話」を「手話言語」と全て書き直してほしい。</p> <p>②「基本的な考え方」では、障がい者が障がいのない者と同等な日常生活を営めるよう、情報アクセシビリティ及びコミュニケーションを保障することとなっている。ところが、県の取組については、全て末尾が「努める。」となっており、消極的に見える。前向きな表現に修正してほしい。</p>	法制上の制約等を踏まえ、検討中
コミュニケーションについて、「音声情報、文字情報」と書いてあるが、具体的には、手書き、筆談、手話がある。一般の人が読んだ時にわかるように具体的に書いてほしい。また、盲ろうの人が皆、点字ができるわけではない。限定することなく、いくつかのコミュニケーション方法を挙げてほしい。	具体的なコミュニケーションの方法について盛り込む方向で調整中。
・災害時における障がい者の支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・安心して住めるための防災対策が重要。防災というのは大きな柱として盛り込んでいただきたい。 ・防災については独立した文書が必要なのではないかと。防災というのはとても大切であり、盛り込んでいただきたい。 	防災について盛り込む方向で調整中。
災害時の支援については、命を守る支援と生活を支える支援の二通りがある。この二つを分けた方がいいのではないかと。	「災害に備えた支え愛の仕組みづくり」、「災害発生時の対応」、「避難所での生活」、「被災後の支援」に分ける方向で調整中。
中部地震の際も地域でも声掛けさえほとんどなかった。声掛けの支援も条例の中でどこか入れていただければ。	「災害に備えた支え愛の仕組みづくり」として盛り込む方向で調整中。
私たち(腎友会)の障がいは、日常の食事が非常に大切で塩分制限等も非常に厳しく、災害時は特別な食事が必要になるが周知されていない。「障がいの特性を知る」というような大まかなくくりではなくもう少し具体的な説明が必要になると思われる。	具体的な対応の必要性について「避難所での生活」に盛り込む方向で調整中。
災害発生時の対応について、情報アクセシビリティについていろいろと書かれていることはとても良い。しかし、避難所のバリアフリーについてももう少し段階をわけて記載したほうがいいのではないか。災害発生後の「直近」「しばらく経過後」「中長期的なこと」といったように段階的に区切って書いてはどうか。	避難所でのバリアフリーについて盛り込む方向で調整中。
災害時、助けを求めたくても、声を出すことができない(清音会)。ベルや鈴で呼ぶことがある。災害時でもそのような仕組みが出来たらいい。このように声を出すことが難しい方のために条例の中で具体的なことを示してほしい。	「災害発生時の対応」に盛り込む方向で調整中。

・障がい者の自立及び社会参加の推進

<p>年齢に応じて誰に相談すればいいのかわからないという声をよく聞く。相談員・相談場所も少ない。</p>	<p>相談支援に係る規定を盛り込むことについて、検討中</p>
<p>成年後見制度があってもなかなかそれに結びつかない方が多い。特に申し立ての費用で経済的なところが十分ではなくて制度の利用を諦められることがある。本当に必要な方が使えるような制度にしていけたら。条例とともに制度の整備が進んでいけば。</p>	<p>成年後見制度に係る周知の規定を盛り込むことについて、検討中</p>
<p>小さいころからの一貫した支援、教育が必要。それに伴い、家族の支援も必要。家族も一緒に勉強していくんだという体制がとられていない。</p>	<p>家族も含め、障がいについて学ぶ機会に係る規定を盛り込むことについて、検討中</p>
<p>大人になってからだと障がい者と自然に接することが難しくなる。子供のころから差別をしないような教育をしてほしい。</p>	
<p>障がい者理解・啓発が大切。学校での教育・学校以外の面での社会教育の両方がなければならぬ。小さい時からの障がい理解がやはり大切。それぞれの年代に応じた必要な教育を</p>	<p>教育に関する規定の調整の中で、検討中</p>
<p>教育の現場に高齢者、障がい者の視点の授業が少ないように感じる。幼い時からの教育をお願いしたい。</p>	
<p>障がい者の芸術文化の推進については、字幕・手話等の芸術文化へアクセスできる環境整備・保障するという考えも盛り込んでいただきたい。また、障がいのない人が芸術文化活動をする場合にそれに触れる機会を保障するべきではないか。</p>	<p>芸術文化の推進に関する規定の調整の中で、検討中</p>